

公表

令和5年6月13日
第一東京弁護士会

第一東京弁護士会は、下記会員につき、当会綱紀委員会に対し、懲戒のための調査請求を行ったので、第一東京弁護士会懲戒手続に付されたことの公表に関する会規第2条第2項に基づき、本日公表をする。

記

1. 調査請求の対象となった弁護士会員

氏名 岸本学^{きしもとまなぶ}(49歳)

登録番号 42943

事務所 東京都港区新橋5-25-1 3階-7
みせばや総合法律事務所

2. 調査請求の理由の要旨

当該会員は依頼者にその預り金を遅滞なく返還しなかった(弁護士職務上の預り金品の保管方法等に関する会規第7条及び弁護士職務基本規程第45条違反)。

3. 調査請求をした日

令和5年5月22日

4. 当該会員の意見陳述の有無及びその内容

令和5年5月30日、当会は当該会員に対して意見陳述の機会を設けたが、同会員は同機会に出頭しなかった。また同会員は書面などによる意見陳述も行っていない。

5. その他被害拡大防止のため必要と認められる事項

当該会員についての依頼者との同様のトラブルは、当会設立の次の公設事務所に当該依頼者に対する法律相談の対応を依頼した。

所 在 〒150-0041 東京都渋谷区神南1-22-8 渋谷東日本ビル5階

名 称 弁護士法人 渋谷シビック法律事務所

電 話 03-5428-5429

以上